

保険証を確認してください。

届出年月日	令和 XX 年 XX 月 XX 日 提出							
被保険者情報	被保記号 ①	記号 X X X X X X X X	番号(従業員番号)	ケンコウ 兼高	ダイイチ 大偉智	氏名	兼高 大偉智	
	事業主 ②	(株)富士通ゼネラル		生年月日	平成 XX 年 XX 月 XX 日			
出産した方	住所及び電話番号	〒 XXX-XXXX 神奈川県川崎市〇〇区△△9-9 □□マンション987		電話	XXX-XXX-XXXX			
	出産した方	被保険者 被扶養者	出産した方が被扶養者の場合	氏名	兼高 良子		生年月日	平成 XX 年 XX 月 XX 日
出生した方	出生日 ③	令和 XX 年 XX 月 XX 日		出生児および死産児の数	出生児数(生産)	1 人	死産児数	0 人
	出生児の氏名と被保険者との続柄	兼高 健 ④		続柄	長男			
出生児が被保険者の被扶養者であるかどうか	出生児が被保険者の被扶養者であるかどうか	ある		出生児が被保険者の被扶養者でないときはその理由	⑤			
	出生した医療施設等の名称	◇◇◇産婦人科医院		所在地	川崎市〇〇区△△			
出生した方が被保険者(である)6ヵ月以内の出産です。組合に加入後6ヵ月以内の出産	⑥	はい		*「はい」の場合は、別途「資格喪失後の出産育児一時金請求に関する確認書」を提出してください。				
委任状(被保険者の給与口座へ振込み)	私は事業主を代理人と定め、出産育児一時金および同付加金の受領方を委任します。							
被保険者以外が代理で請求・受領する(代理人)	⑦	兼高 大偉智		兼高 大偉智				
被保険者が請求・受領する場合は、事業主(会社)を経由して給与口座へ支給しますので、上の「委任状」欄へ記入・押印してください。この欄は記入不要です。	この欄は、被保険者以外が療養費を代理で請求・受領する場合に記入する欄です。							

医師・助産師・市区町村長の証明欄	出産者氏名	出産年月日	年	月	日
	医師・助産師による	この欄に証明を受ける代わりに、住民票を添付いただいてもかまいません。ただし、被保険者と出産者および出生児の氏名・続柄が記載されているものに限りです。			
市区町村長による	出産育児一時金は、妊娠4ヵ月(85日)以上の出産が支給対象となり、死産、流産、人工妊娠中絶も含まれます。なお、生産ではない場合、市区町村長の証明(住民票を含む)は受けられませんので、必ず「医師・助産師による」欄に証明を受けてください。				
市区町村長名	年	月	日	市区町村長名	

医師・助産師・市区町村長の証明欄は、どちらか一方の証明を受けてください。ただし、死産があるときは市区町村長の証明は受けられませんので、必ず医師または助産師に証明を受けてください。

囲み数字を付してある項目については、次ページをご確認ください！

いちばん上の被保険者情報欄に被保険者証の記号と番号を記入したときは、この欄は記入しないでください！

個人番号(マイナンバー)で...類の添付が必要です。

出産育児一時金支給申請書の作成に関する補足説明

書類の提出と一時金の支給について

出産育児一時金の受給方法は、⑦直接支払制度、①受取代理制度、②直接支払制度も受取代理制度も使わない方法の3通りあります。この申請書は、⑦に該当する場合（海外での出産を含む）に提出してください。

支給日は、毎月末日までに健保組合へ申請のあった分を、翌月の給与支給日に給与口座へお振込みします。任意継続被保険者や被保険者以外の方が代理で申請・受領される場合は、申請書受付月の翌月末日（末日が休日または翌営業日）に指定の口座へお振込みいたします。

《参考》

⑦直接支払制度

医療施設等が、被保険者に代わり出産育児一時金の支給申請や受領を行なう制度で、多くの医療施設が導入しています。医療施設等と被保険者（出産者）の間で代理契約（合意文書を交わす）を結べば、被保険者が当健保組合に対して行なう手続きはありません。

健保組合は、出産育児一時金（付加金を除く）を上限として、支払機関を経由して医療施設等へ支払います。被保険者が医療施設から請求される額は、出産費用の総額から出産育児一時金（付加金を除く）を差し引いた額です。出産費用の総額が出産育児一時金の額に満たなかった場合は、その差額と付加給付金をあわせて被保険者へ支給（当健保組合では、被保険者の給与口座へ振込みます。）します。

①受取代理制度

医療施設等が、被保険者の代わりに出産育児一時金を受け取る制度です。受取代理制度を導入している医療施設等は多くありません。この制度では、被保険者は健保組合に対し、出産の前（出産予定日の2ヵ月前以降）に医療施設を受取代理人とする支給申請（所定の申請書に医療施設等の記入・押印を受け、健保組合に提出。）をしなければなりません。

事前に支給申請書を提出すれば、申請の取下げや医療施設等の変更がない限りは健保組合への手続きはありません。健保組合は出産育児一時金（付加給付を含む）を上限として、請求にもとづき医療施設等に対して費用を直接支払います。被保険者が医療施設等から請求される額は、出産費用の総額から出産育児一時金（付加金を含む）を差し引いた額です。費用の総額が出産育児一時金（付加金を含む）に満たなかった場合は、その差額を被保険者へ支給（直接支払制度同様、被保険者の給与口座へ振込み。）します。

記入上の注意事項（補足説明）

- ◆ 日付（年月日）を記入する欄は『和暦（昭和、平成、令和等）』で記入してください。
- ◆ ①は、健康保険証を確認してください。記号は2桁、番号は1～6桁の従業員番号（0で始まる方は、先頭から0以外の数字までの0を除外します。例えば000901は901。任意継続被保険者は4桁。）です。
- ◆ ②は、①の記号が11の場合は「株富士通ゼネラル」、49は「株富士通ゼネラルフィールドセールス」、51は「株富士通ゼネラル情報システム」です。99の場合は「任意継続被保険者」とご記入ください。
- ◆ ③は、出産日を記入し、生産、死産、生産・死産混在のいずれかに○をしてください。また、出生児と死産児の数をそれぞれ記入してください。なお、死産が含まれる場合は、妊娠からの週・日数も記入してください。
- ◆ ④の続柄は、「子」「孫」と略さず、「長男」「長女」「長女の長男」等と記入してください。
- ◆ ⑤で出生児が被保険者の被扶養者では「ない」に○をされた場合は、その理由（例えば「夫の被扶養者になる」等。）を記入してください。
- ◆ ⑥は、出産育児一時金の重複支給を防ぐためにお答えいただく項目です。「はい」に該当するときは、別途「資格喪失後の出産育児一時金請求に関する確認書」（健保組合ホームページから印刷できます。）を併せて提出してください。
- ◆ ⑦は、被保険者の給与口座へ支給できない状態や、被保険者以外が代理で請求・受領する場合、その代理人となられる方の情報を記入する欄です。被保険者自身が出産育児一時金を受け取る場合（給与口座へ支給）は、上の「委任状」の欄に氏名の記入と押印をしてください。原則として、在職中で当健保組合に加入中である場合は、この欄に記入・押印してください。（任意継続被保険者を除き、退職後に療養費を請求する場合は、金融機関情報を記入してください。）

添付書類について

- ◆ 支給申請書に、医師・助産師・市区町村長の証明を受けない場合は、住民票（被保険者、出産者、出生児の氏名と続柄が記載されているもの。写し可。）を添付してください。
- ◆ 「領収・明細書」の写しと「医療施設等との代理契約書（合意文書）」（直接支払制度を「利用しない」旨が記載されているもの）の写しを添付してください。

その他

- ◆ 出産予定の医療施設等によって、直接支払制度か受取代理制度のどちらを導入しているかは異なります。また、どちらも利用できないところもあります。なお、いずれかの制度を導入している医療施設等であっても、必ず利用しなければならないわけではありません。
- ◆ 出産育児一時金の受給方法（冒頭の⑦①②）によって、受給額に差が生じるようなことはありません。